

2015年12月24日

文化庁

長官

青柳 正規 殿

T P P合意における著作権侵害の非親告罪化についての意見

一般社団法人日本新聞協会

「環太平洋パートナーシップ協定（T P P協定）」の協議で著作権侵害に関する一部非親告罪化が合意されました。2015年11月5日付で内閣官房T P P政府対策本部が公表した同協定の概要によると、「故意による商業的規模の著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用を非親告罪とすること」が合意内容です。

インターネットの浸透により、海賊版などが横行している現状は看過できません。告訴状がなくても捜査機関が悪質な著作権侵害について公訴を提起できるようになることは、著作権者の権利保護につながるともいえます。

他方、著作物の中には著作権を侵害しているどうか判断が難しいケースが少なくありません。また、我が国には「コミックマーケット」など世界に誇る二次創作文化があります。非親告罪化により、捜査機関が著作権者の意思にかかわらず公訴を提起できるようになれば、刑事罰に問われるリスクを避けようと、二次創作者やその他の表現活動に関わっている人たちが萎縮し、表現の自由や、著作権法の目的でもある「文化の発展」が阻害されかねません。

政府も11月25日に決定した「総合的なT P P関連政策大綱」において、「二次創作への萎縮効果等を生じないよう、対象範囲を適切に限定する」と、この点への留意を表明されています。今後の法整備に当たっては、表現活動への悪影響が生ずることがないようにすることが極めて重要です。

なお、T P P協定に合わせて、いわゆる「フェアユース」の考え方に基づく「柔軟な権利制限規定」の導入を加速させるべきとの意見がありますが、これには反対します。著作物の権利者、利用者（事業者を含む）双方に影響するこの規定については、広く権利者と利用者が参加した透明で十分な議論が必要であり、導入を前提とした検討や拙速な導入は行うべきではありません。

以上